

船橋市立咲が丘小学校 P T A 会則

第 1 章 名称および事務局

第 1 条 本会は、船橋市立咲が丘小学校 P T A と称し、事務局を船橋市立咲が丘小学校内に置く。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 本会の活動内容及び目的は以下の通りとなる。

1. 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校および社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする
2. 会員相互が教育に対する理解を深め、進んで一般社会への協力を促進する
3. 学校と家庭との関係を密にし、児童の生活について保護者と教師が協力する
4. 学校の教育環境の整備充実を図る
5. 会員相互の研修を図る
6. P T A の活動方法
 - (1) 会員からのアンケート結果をもとに行動。
 - (2) P T A で審議してもらいたい事案が発生した場合は、まず学級本部役員経由で本部会に提出。本部会で協議をし、必要性が認められた場合は総会で承認する。

第 3 章 方針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする団体として活動し、会・役員および関係機関の名において、特定の宗教・政党にかたよることなく、また、営利目的の団体には関与しない。

第 4 条 本会は、自主独立の団体であり、いかなる団体、機関の支配、統制、干渉を受けない。

第 5 条 本会は、保護者と教師がよく話し合い、目的の達成に努力するが、学校の人事その他管理には、干渉しない。

第 4 章 会 員

第 6 条 本会の会員は、次のとおりである。

1. 咲が丘小学校に在学する児童の父母、又は、これに代わる保護者
2. 咲が丘小学校に勤務する教職員

第 7 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第 8 条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

第 9 条 本会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。

第 10 条 会費は、一世帯につき年額 3600 円とする。

※詳細は細則（1）第 1 条に記載

第 11 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

ただし、年度の途中で運営委員の議決を経て、更正することができる。

第 12 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 6 章 組織および機関

第 14 条 本会に、次の機関を置く。

1. 総 会
2. 本 部 役 員 会
3. 会 計 監 査 委 員 会
4. 運 営 委 員 会
5. 有 価 校 外 委 員 会
6. お や じ の 会

第 7 章 総 会

第 15 条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会および臨時総会とする。

第 16 条 定期総会は年度初めに書面により開催し、臨時総会は会長が必要と認めた時、または、会員の

2分の1以上の請求があった時に、会長が召集する。

第17条 定期総会は、会員の2分の1以上の委任状を持って成立し、議決は委任状の過半数の同意を必要とする。尚、臨時総会は会員の2分の1以上の出席者（委任状も含む）をもって成立し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第18条 総会は、次のことを審議し、決定もしくは承認する。

1. 決算報告、活動報告、会計監査報告
2. 予算計画、活動計画
3. 役員承認
4. 会則の改正、細則の改正と報告
5. その他の重要事項

第8章 本部役員会および委員会

第19条 本部役員会は、会長、会長補佐、副会長、庶務、会計で構成し、次のことを行う。

1. 総会に関する一切の立案
2. 運営委員会に提出する議案の作成
3. 各委員会の連絡調整
4. 会則改正の審議
5. 細則改正の立案
6. 会員の慶弔に関すること
7. その他、緊急事項の処理

第20条 会計監査委員会は次のことを行う。

1. PTA活動における会計監査
2. 学校行事に関する補佐

第21条 運営委員会は、PTA役員（学校、本部役員、有価校外委員長、同副委員長、おやじの会会長）及び青少年補導委員をもって構成し、以下のことを行う。

1. 各委員会および会長からの報告事項の承認
2. 各委員会において立案された活動計画の審議検討
3. 各委員会の連絡調整
4. 総会に提出する議案の審議決定
5. 補正予算の審議決定
6. 会則改正の審議決定および細則の改正に関する審議決定
7. 学校の行事計画との調整
8. その他、PTAの運営に関する一切の必要事項の審議

第22条 有価校外委員会は、各班の班長（2名）で構成し、互選にて委員長（1名）副委員長（2名）を選出し、次のことを行う。

1. 有価物に係わる一切の仕事
2. 児童の本校学区内およびその近隣における生活指導
3. 地域における教育環境の整備に努める

第23条 各委員会は、構成人数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第24条 校長は、本会と学校運営についての調整のため、すべての会議に出席して、意見を述べることができる。

第9章 学級会

第25条 学級会は、各学年の担任と保護者をもって構成し、本会の母体となる。

また、学級内の意見調整は学級本部役員（会長、会長補佐、副会長、庶務、会計、会計監査、献品対策本部委員）が行う。

第10章 本部役員・会計監査・委員・おやじの会

第26条 本会に、次の本部役員・会計監査・委員を置く。

1. 本部役員
会長 3名（保護者より3名）
副会長 4名（保護者より3名、教職員より1名）
庶務 3名（保護者より3名）
会計 4名（保護者より3名、教職員より1名）
2. 会計監査 3名（保護者より3名）
3. 委員
献品対策本部委員 3名（保護者より3名）
有価校外班長 各班 2名

4. おやじの会（会長及び会員 任意）

- 第27条 本部役員・会計監査・委員の任期は1年とする。
欠員が生じた時は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第28条 会長は次の職務を行う。
1. 会務を総括し、本会を代表する
2. 総会、その他委員会を召集する
3. すべての会議に出席して意見を述べるができる
- 第29条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。また、庶務、会計の相談役として補助できる。
- 第30条 庶務は、次の職務を行う。
1. 会議および活動の記録や、通信文書などを作成整理し、保管する
2. 本会の運営に関する事務を行う
- 第31条 会計は、次の職務を行う。
1. 総会が決定した予算および運営委員会で更正した予算に基づいて、一切の会計を処理する
2. 定期総会において、会計監査を経た決算報告をする
- 第32条 会計監査は、次の職務を行う。
1. 本会の経理について監査をし、総会に報告する
2. 学校行事において補佐業務を行う
- 第33条 献品対策本部委員は、次の職務を行う。
1. 献品の活動計画を作成し、中心となり運営する
2. 本部役員会にて承認をとり、PTA会員と協力して献品を実施する
- 第34条 おやじの会は、有志による会であり、活動内容は本部役員と相談しながら運営していく。
1. おやじの会はPTAに属するが、PTA会員による有志の会である。
2. おやじの会の活動内容はPTA本部役員と相談の上決定する。

第11章 本部役員、会計監査および献品対策本部委員の選出

- 第35条 本部役員、会計監査および献品対策本部委員の選出は、学級懇談会にて立候補又はくじで決定する。

第12章 学級本部役員選出

- 第36条 学級本部役員は原則子供1人につき、1回経験する。一回とはその役員を一任期満了すると得られるものとする。
- 第37条 やむを得ない事情により、役員を引き受けられない場合は、当日学級で説明するか、事前に担任に相談する。
- 第38条 2月の保護者会を欠席する場合は、委任状を提出する。
「一切の権限をクラスに一任」する為、欠席理由によりご自身が選出される事がある。
- 第39条 役員未経験者は、出欠問わず、最優先で選出される。
- 第40条 2月の保護者会出席での立候補を最優先とする。
- 第41条 その学級全ての会員の方が役員をされ、再度選出のお願いをする際は、その学級に配布物でお知らせする。
- 第42条 以下の方は立候補を除き、学級本部役員選出の対象にならない。
1. PTA会長及び副会長のみ学級役員免除（任期中に入学していない子も含む）
尚、令和5年度以降は学級本部役員全て第36条適用となる。
2. 有価校外委員長・副委員長は、その年の学級本部役員免除となる。
3. 青少年補導員は、その年の学級本部役員免除。
4. おやじの会現会長の家庭は、その年の学級本部役員免除。
5. 兄弟の学級で役員の決まっている方（上のお子様優先）
6. やむを得ない事情で担任に説明し、了承された方、又は当日学級で理由を説明して了承された方

第13章 新役職設立

- 第43条 学校に関わる長期かつ重要な活動が出た場合、会員に提案し承認を得て、臨時で新たな役職や委員会等を立ち上げる事が出来る。
- 第44条 新役員を設立した際には、任期及び任務内容を考慮したうえで学級本部役員を一回経験したものとみなす。

第14章 付 則

- 第45条 本会には、次の帳簿を備える。
1. 会則、本部役員および委員名簿、会計簿、会議簿、その他必要事項
- 第46条 本会の運営執行に関する細則は別に定める。
- 第47条 この会則は、昭和59年 3月10日から施行する。
改正 平成13年4月21日
改正 平成18年4月24日
改正 平成22年4月13日
改正 平成24年4月17日
改正 平成28年4月15日
改正 平成29年4月14日
改正 平成30年4月13日
改正 平成31年4月17日
改正 令和 2年6月 1日
改正 令和 4年4月14日

細則（1） 転入、転出者の納入内規

- 第1条 会則10条により、転入者は、転入月より月額300円納入する。
転出者は、転出翌月より月額300円返金する。
ただし、場合によってはこれに限らず。

細則（2） 旅費内規

- 第1条 会員が会の用務のために学校外に出張する場合は、次により支給する。
1. 通常の交通機関による実費
 2. 通常の交通機関が利用できない場合、または、時間的にやむを得ない場合、
妥当な範囲で実費を支給する
 3. その他特別な事情のあるものは、その都度運営委員会で決定する

細則（3） 慶弔内規

- 第1条 慶弔の対象は、本会の会員とし、別表の場合に適用する。
第2条 慶弔に関する金額の基準は別表による。

慶弔の種類	適用の範囲	金 額
死 亡	会員と児童	5000円
火 災	会 員	5000円

- 第3条 教職員の転退職に際しては、餞別を送る。その場合は、花束を贈呈する
第4条 その他、特殊事情のものに関しては、必要と認めるときには、運営委員会で審議し、
急を要する場合は本部役員会が協議して行い、後日運営委員会に報告する。

細則（4） 会計監査内規

- 第1条 会計監査は、PTA会費、その他の収入について原則として、前期10月、後期3月に実施する
ものとする。

細則（5） 有価校外委員会地区割り内規

- 第1条 有価校外委員会の地区割りは、近接地域をもって班を構成し、班長を互選する。

細則（6） この細則は、昭和59年3月10日より施行する。

- 改正 平成13年4月21日
改正 平成17年4月19日
改正 平成18年4月24日
改正 平成22年4月13日
改正 平成24年4月17日
改正 平成28年4月15日
改正 平成29年4月14日
改正 平成30年4月13日
改正 平成31年4月17日
改正 令和 2年6月 1日
改正 令和 4年4月14日